

意見募集の結果を公表します

- ◇ 案件名 山県市公契約基本条例（案）
- ◇ 意見募集期間 令和8年1月23日（金）～令和8年2月20日（金）
- ◇ 提出方法別意見提出者数

提出方法	人 数
電子メール	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
窓口	0人
計	1人

- ◇ 提出された意見の概要及びそれに対する市の考え方（同趣旨の意見は一括）

No.	提出された意見の概要	市の考え方
1	<p>第1条 目的、第3条 基本理念、等について</p> <p>建設業では、第三次・担い手3法が2025年12月12日に全面施行され、「労務費に関する基準」を著しく下回る見積り・契約が禁止され、建設Gメン等を中心とした調査・指導・監督、公共発注者の責務の更なる明確化等が開始されました。地域の守り手である建設技能者の賃上げ・処遇改善・担い手確保を実現し、地域建設業を持続可能な産業としていくために、建設工事の請負契約に「労務費に関する基準」に基づいた新たな取引ルールが策定され、サプライチェーン（供給連鎖）全体で技能者の適正な労務費確保・賃金支払いが求められます。</p> <p>2024年12月に改定された品確法運用指針では、「賃金、労働時間、休日その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、法定福利費等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期を定める下請契約を締結するもの」として、労働条件確保と適正な金額・工期での契約を求めています。</p> <p>さらに、指針では「品確法において、公共工事等に従事する者の賃金や適正な労働時間の確保等、下請業者を含め適正な労働環境の確保を促進することが規定されたことを踏まえ、「発注</p>	<p>本市においては、労働条件等整備を受注者の責務とすることを理念的に定める趣旨の条例としています。賃金下限条項こそないものの、条例の中に、発注者である市の責務や、受注者である事業者の労働関係法令の遵守等必要な事項を定めており、労働者の労働環境の適正な整備が期待できるものと考えております。</p>

【山州市のパブリックコメント制度】

者は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、その実態を把握するよう努める」として、公共発注者である自治体にも自ら発注する工事における労働者の賃金その他の実態調査を行なうことを求めています。

こうした第三次・担い手 3 法の実効性を確保していくために、地域自治体における ILO 型の公契約条例制定が有用であると考えます。

ILO（国際労働機関）の第 94 号条約（公契約における労働条項に関する条約）の目的は、主に以下の 2 つです。

①人件費が公契約に入札する企業間での競争の材料にされている現状を一層するため、すべての入札者に最低限、現地で定められている特定の基準を守ることを義務づけること。

②公契約によって、賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、公契約に基準条項を確実に盛り込ませること。

ILO 第 94 号条約の趣旨を踏まえた公契約条例としていくためには、実効性のある、賃金条項型の公契約条例制定が必要であると考えます。当該事業に従事する者への報酬下限額を公労使を交えた審議会の答申をうけて定めた上で、民法の『第三者のためにする契約』を活用し、発注者と受注者との契約行為として、当該事業に従事した者へ報酬下限額以上の支払いを約束することで、仮に下限額以下の支払いが行われた場合に、労働債権が発生することを肝としています。このことによって、重層下請構造下にあっても、労働者の賃金条件の保障が可能となり、ダンピング競争の防止によって事業者の経営が守られ、高品質の取得物を得ることができることから、租税で負担しサービスを楽しむ区民の利益にもつながるものです。

改正建設業法での「労務費基準」は「単価」の確保であることを正確に認識し、確保された労務費（単価）を現場従事者の「賃金支払い」に結合していくためには、賃金条項型の公契約条例制定による実効性確保が必要です。改正入契法・品確法の主旨をふまえ、適正な工事発注・

【山根市のパブリックコメント制度】

	<p>請負契約・施工確保等の模範となるべき公共発注者の責務について、公共工事での先行した取り組みが必要であり、適用現場の労働者に支払われる賃金の下限額を定め、それを担保するためルールが定められる公契約条例制定が必要と考えます。</p>	
2	<p>第11条 適正な労働条件の確保について</p> <p>実効性ある公契約条例とするために、契約における賃金条項（労働報酬下限額の支払い義務）の設定が必要と考えます。条例の定めにより、区と事業者との契約に「事業者は、労働者に対して、条例が定める労働報酬下限額以上の報酬を支払う」という賃金条項を設け、賃金条項のある契約により、民法上、事業者には労働者に対する労働報酬下限額以上の支払い義務が、労働者には事業者に対する労働債権が発生するようにしてください。</p> <p>公契約条例適用事業において、事業者による労働者に対する労働報酬下限額以上の支払いを適法に担保する唯一の仕組みである、民法規整型（通称「ILO第94号条約型」）の条例としてください。</p> <p>具体的には、区と事業者が民法537条の「第三者のためにする契約」を締結し、事業者（元請、全ての下請事業者を含む）が、対象事業に従事する全ての労働者に対する労働報酬下限額以上の報酬支払いについて履行責務を果たす仕組みの条例としてください。</p>	<p>賃金・労働報酬は、労働者の業務内容や経験、技能、勤務状況など様々な要因により決定されるものであると考えます。第3条第3項の規定により、労働環境の適正な整備が期待できるものと考えております。</p>
3	<p>第12条 下請負人との契約などについて</p> <p>第三次・担い手3法では、「労務費に関する基準」に基づいた適正な労務費の最終下請までの確保、公共発注者責任の更なる明確化、労働者への賃金支払い等の調査など、労務費削減によるダンピングを防止し、確保された労務費を労働者の賃金支払いにつなげ、賃金の行き渡りをめざすとしています。実効性確保策として、標準請負契約約款（公共、民間（甲／乙）、下請）を改正し、適正な労務費・賃金支払いに関する「コミットメント条項（A）・（B）」を導入し、個々の取引について契約当事者間での適正な労務費・賃金の支払、技能者への賃金支払い状況等</p>	<p>条例制定後は、入札通知に「公契約基本条例を遵守すること」と明記します。これによりダンピングを防止し、適正な労務費の確保につなげることができるものと考えております。</p>

【山県市のパブリックコメント制度】

	<p>を確認できる仕組みを構築するとしています。 山県市発注工事におかれましては、「コミットメント条項 (A)」を導入し、公契約条例の実効性を確保するようにしてください。</p>	
	<p>第16条 意見聴取などについて 条例の実効性確保、効果の確認などを行うためには、条例の定めによる審議会の設置が必要と考えます。審議会の構成は、学識者2名、事業者2名、労働者2名など3者同複数の構成が望ましいと考えます。審議事項は、労働報酬下限額に限らず、公契約における公共工事及び公共サービスの質をはじめ公契約条例の運用等を含む重要事項を審議するものとし、審議会において実質的な審議を行うため、適切な回数を開催することが望ましいと考えます。</p>	<p>審議会などの第三者機関等の設置につきましては、今後、当市の状況等を鑑みながら検討します。</p>

◇ 問い合わせ先

山県市 総務課 契約担当

電話 0581-22-6820

メール keiyaku@city.gifu-yamagata.lg.jp